

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正理由

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正事項

○ 選定療養費（患者の選択による上乘せの保険外療養費）の算定方法の変更

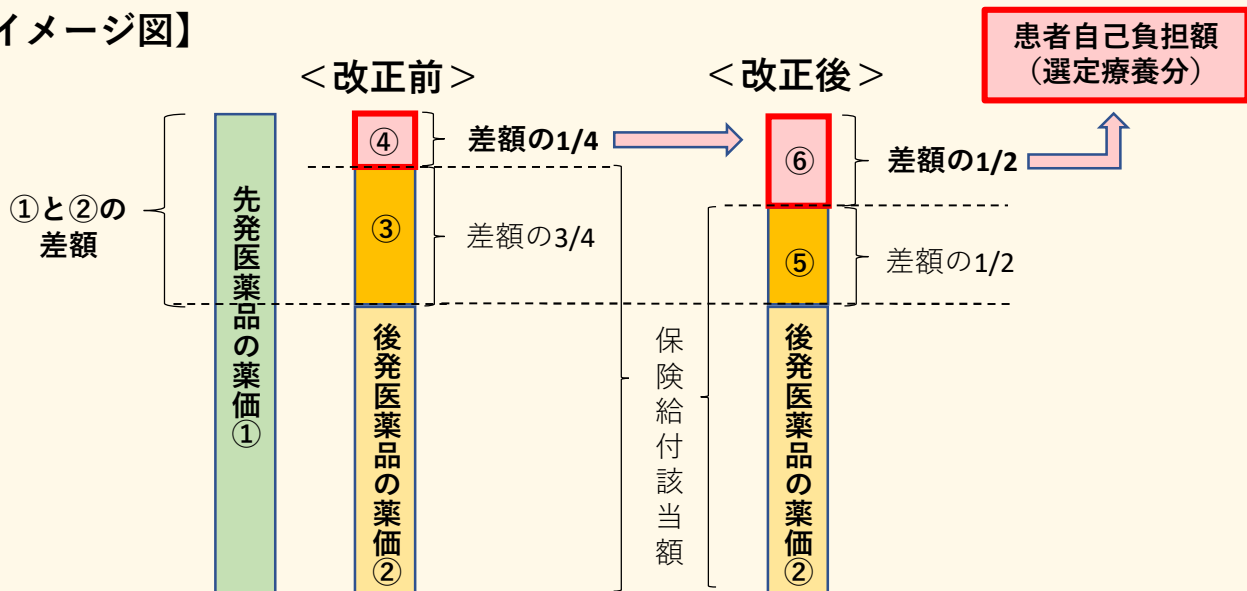
- 後発医薬品のさらなる利用促進のため、令和8年3月27日付けで選定療養費の算定方法を定める厚生労働省告示が改正されることに伴い、本年6月1日から、患者の希望により後発医薬品のある先発医薬品の一部の処方等を行う場合における選定療養分としての患者自己負担額を、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1から差額の2分の1に変更します。

3 主な改正内容

○ 使用料および手数料（別表第3）

後発医薬品のある先発医薬品の一部の処方等に係る使用料の算定方法を改正します。

【イメージ図】



【改正後の患者自己負担額の合計】
(②+⑤) × 保険自己負担割合
(1～3割) + ⑥ + ⑥ × 消費税

4 施行期日

令和8年6月1日

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 496 号）の一部改正等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 後発医薬品のある先発医薬品であって一定のものの処方等または調剤に係る使用料の算定方法を変更することとします。（別表第 3 関係）
- (2) この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3使用料の表中「第7条の2」を「第7条の2第1号」に、「同条」を「同号」に、「 $\frac{4}{1}$ 」を「 $\frac{2}{1}$ 」に改める。

付 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧			新		
本則・付則 省略 別表第1・別表第2 省略 別表第3（第7条関係） 使用料			本則・付則 省略 別表第1・別表第2 省略 別表第3（第7条関係） 使用料		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
省略			省略		
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号） <u>第7条の2</u> に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある <u>同条</u> に規定する新医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による製造販売	処方等または調剤1回につき	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に <u>4分の1</u> を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数につき1点を10円として算出した額に当該	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号） <u>第7条の2</u> <u>第1号</u> に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある <u>同号</u> に規定する新医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による	処方等または調剤1回につき	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に <u>2分の1</u> を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数につき1点を10円として算出した額に当該

の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）

額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額

省略

手数料 省略

注 省略

製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）

額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額

省略

手数料 省略

注 省略